

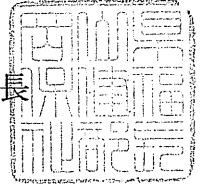


医推第3547号

平成22年9月29日

(社) 日本助産師会岡山県支部長 殿

岡山県保健福祉部長



助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成22年9月7日付けで厚生労働省医政局看護課長から別添写しのとおり事務連絡があったので、その内容について御了知いただくとともに、併せて、貴所属の会員へ周知方お願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、下記ホームページ上に記載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



事務連絡
平成22年9月7日

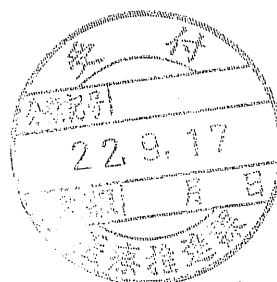
各都道府県医務主管部局長 殿

厚生労働省医政局看護課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について（周知）

今般、社団法人日本助産師会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したことを受け、同会宛てに別添のとおり通知したところである。

貴職におかれては、別添の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、助産所、関係団体等に周知方を願います。





医政看発0907第2号
平成22年9月7日

社団法人日本助産師会長 殿

厚生労働省医政局看護課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について

今般、貴会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したところである。

乳児期においてはビタミンKが欠乏し、頭蓋内出血を起こすリスク等が高まるため、これを予防する観点から、一般的に、乳児に対するビタミンK₂シロップの投与が有効とされている。したがって、これを適切に実施するとともに、ビタミンK₂シロップの投与を望まない妊産婦に対しては、そのリスク等を十分に説明することが重要と考えられる。

貴会におかれては、上記の内容について御了知の上、会員に周知を徹底するとともに必要に応じて研修等を実施するようお願いする。